

クリーニングのトラブル防止のために

【問】衣替えの季節です。衣類をクリーニングに出す機会が多くなります。上手にクリーニングを利用するポイントを教えてください。(40歳代 女性)

～預ける時と仕上がり時 必ず衣類の状態確認を～

【答】クリーニング店には受付と工場が同じ場所にある「自家店舗」と、受付窓口と工場が別の所にある「取次店」があります。そして店舗型とは違い、インターネットで申し込み、受け渡しは宅配便で行う業態もあります。

他にも、クリーニング店自身が集配を行っている店もあります。仕上がり期間や受け渡しの都合など、自身のライフスタイルにあった業態を選びましょう。

初めて利用するクリーニング店には、一度にたくさんの衣類を出さずに、1枚だけを試しに出してみるのも良いでしょう。価格と仕上がりの品質が、必ずしも比例しているとは限らないので、価格と対応など総合的に見て、衣類によって店舗を使い分けるのも一つの方法です。

次に、受付の対応や店舗の様子をチェックしましょう。例えば、対応がよく気軽に話せる▷衣類の状態（シミ、ほつれ、虫食いなど）を丁寧に確認している▷クリーニング内容の説明がある▷価格が表示されている▷預かり証を発行している▷カウンター周りや店内が整理整頓され、清潔である—といった点をチェックしましょう。

また、仕上がってきたら、受け渡し時に点数と仕上がりを双方で確認し、背広や礼服は自分の物かを確認するほか、シミや汚れ落ちなど仕上げは要望通りになっているか▷白い衣類は白く仕上がっているか▷ズボンの折り目などプレスがずれたりしていないか▷溶剤の臭いが気にならないか—など、その場で自分の目でチェックしましょう。

クリーニング作業は、消費者の目が届かない所で行います。消費者が洗濯物を確認できるのは受け渡し時になるので、店の担当者任せにならないようにし、預ける時点の衣類の状態や、仕上がってきた時点の衣類の状態を、利用者自身も一緒に確認することが大切です。

ところで、「Sマーク」や「LDマーク」をご存知ですか？このマークを掲示しているお店では、預かった商品に損傷を与えたり、紛失した場合、クリーニング事故賠償基準を基に対処します。

また、マークの無い店でも、クリーニング事故賠償基準を参考にして対処している店もあります。

(県消費生活センター)



全国47都道府県のクリーニング
生活衛生同業協同組合連合会加
盟店に掲示される「LDマーク」



厚生労働大臣が認可した「標準約
款」に基づいて営業している店に
掲示される「Sマーク」

【筆者ひとこと】

仕上がり品を受け取ってから 6 ヶ月、または商品を預けてから受け取りに行かずに1年が経過すると、補償を求めることができなくなります。気になることがあれば、できるだけ早く店舗に連絡をしましょう。